

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則

北海道公安委員会規則第6号

平成17年4月15日

改正 平成17年11月25日北海道公安委員会規則第13号、平成19年2月23日第1号、11月30日第22号、平成21年3月27日第2号、平成22年12月21日第5号、平成27年12月18日第14号、平成29年12月22日第13号、平成31年2月22日第1号、令和2年2月7日第2号、令和3年4月2日第6号、令和3年5月28日第8号、令和3年12月21日第12号、令和4年3月18日第4号、令和4年12月27日第14号、令和5年3月28日第6号、令和5年12月26日第10号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則をここに公布する。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条及び第7条の規定、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条の規定並びに北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 北海道公安委員会、方面公安委員会、北海道警察本部長及び警察署長をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (4) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
- (5) 申請等 情報通信技術活用法第3条第8号及び情報通信技術利用条例第2条第5号に規定する申請等をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。

(申請等の指定)

第3条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法

により行うことができるものは、別表第1の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)

第4条 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて警察本部長が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他警察本部長が必要と認める事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 第1項に規定する者は、警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項若しくはこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を併せて入力し、又は送信しなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、別表第2の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合又は警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

5 前項の電子証明書は、商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書であつて、公安委員会等が情報通信技術活用法第6条第1項及び情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する電子計算機のうち公安委員会等の使用に係るものから認証できるものに限る。

6 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

7 第2項及び第3項の規定により行われた申請等については、当該申請等に関する法令の規定により提出することとされている公安委員会等に提出され、及び当該申請等に関する法令の規定により受理することとされている公安委員会等が受理したものとみなす。

(署名等に代わる措置)

第5条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名

を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第5項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
（処分通知等の指定）

第7条 公安委員会等が行う処分通知等のうち、情報通信技術活用規則第11条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものは、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書に規定する通知とする。

（処分通知等の手続）

第8条 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会等は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月18日から施行する。

附 則（平成17年北海道公安委員会規則第13号）

この規則は、平成17年11月25日から施行する。

附 則（平成19年北海道公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年北海道公安委員会規則第22号）

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成21年北海道公安委員会規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年北海道公安委員会規則第5号）

この規則は、平成23年1月4日から施行する。

附 則（平成27年北海道公安委員会規則第14号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年北海道公安委員会規則第13号）

この規則は、平成30年1月4日から施行する。ただし、別表第1から別表第3までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年北海道公安委員会規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年北海道公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年北海道公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年北海道公安委員会規則第8号）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3年北海道公安委員会規則第12号）

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

附 則（令和4年北海道公安委員会規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年北海道公安委員会規則第14号）

この規則は、令和5年1月4日から施行する。

附 則（令和5年北海道公安委員会規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年北海道公安委員会規則第10号）

この規則は、令和6年1月4日から施行する。

別表第1（第3条関係）

遺失物法（平成18年法律第73号）	第17条、第20条第3項及び第21条第2項
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第5条第1項及び第26条
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第38条第1項
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第5条の3第1項及び第9条の14第1項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第9条（警備業務を行おうとするときの届出に限る。）、第10条第1項、第16条第2項及び第3項、第17条第2項並びに第46条
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第40条第2項
古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第51条の8第1項及び第6項、第51条の13第1項、第74条の3第5項、第78条第1項、第4項及び第5項、第98条第5項、第99条の2第4項、第99条の3第4項並びに第99条

	の6第1項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項、第8条第1項及び第8条の5第1項
確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）	第13条第1項及び第2項
道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）	第7条第3項及び第13条第2項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条第1項本文

別表第2（第4条関係）

遺失物法	第17条、第20条第3項及び第21条第2項
遺失物法施行規則	第5条第1項及び第26条
銃砲刀剣類所持等取締法	第5条の3第1項及び第9条の14第1項
警備業法	第46条
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第40条第2項
道路交通法	第51条の8第1項及び第6項、第51条の13第1項、第78条第1項、第4項及び第5項、第98条第5項、第99条の2第4項、第99条の3第4項並びに第99条の6第1項
確認事務の委託の手續等に関する規則	第13条第1項及び第2項
北海道情報公開条例	第13条第1項本文